

- この補償保険を構成する損害保険のうち、団体総合補償制度費用保険についての説明です。

## 団体総合補償制度費用保険

企業・団体災害扶助規程担保特約

引受保険会社:エース損害保険株式会社

保険金の名称		保険金の支払事由	保険金をお支払いできない主な事由
対象となる損害		下記の場合において、業務・活動中に偶然発生した被補償者(注1)の傷害または特定疾病(注2)〔「補償適用の原因(注3)」といます。〕に対して、被保険者が「補償規程(注4)」に基づき、費用を負担したことにより被る損害に対して、下記の保険金を被保険者にお支払いします	下記のいずれかによって発生した損害に対しては保険金をお支払いしません。  ・ 保険契約者・被保険者・保険金受取人・被補償者の故意・重過失  ・ 被補償者の自殺行為・闘争行為・犯罪行為
死亡補償保険金		補償適用の原因が生じた直接の結果として、その補償適用の原因が生じた日から、その日を含めて180日以内に被補償者が死亡した場合。	・ 被補償者の麻薬・あへん・大麻・覚せい剤・シンナー等の使用  ・ 被補償者の無資格運転中・酒酔い運転中の事故  ・ 戦争・暴動など
後遺障害補償保険金		補償適用の原因が生じた直接の結果として、ケガをした日からその日を含めて180日以内に被補償者に後遺障害が生じた場合、または特定疾病で公的な後遺障害認定を受けた場合。支払割合(最高100%)は、後遺障害の程度に応じて決定します。	・ 被補償者の麻薬・あへん・大麻・覚せい剤・シンナー等の使用  ・ 被補償者の無資格運転中・酒酔い運転中の事故  ・ 戦争・暴動など
療養補償保険金	入院日額	補償適用の原因の治療を直接の目的として入院した場合。補償適用の原因が生じた日からその日を含めて180日以内の入院日数が対象となります。	・ 保険契約の始期直前12か月以内に医師の治療を受け、または治療のために医師の処方に基づく服薬をしていた疾病と医学的に因果関係のある急性心疾患・急性脳疾患・急性呼吸器疾患(継続契約の場合で、継続して3年以上被補償者である者を除く)
	手術保険金	療養補償保険金(入院日額)が支払われる場合で、補償適用の原因が生じた日からその日を含めて180日以内に、補償適用の原因への治療のために所定の手術を受けた場合。療養補償保険金(入院日額)に手術の種類に応じて定めた倍率(10倍、20倍、40倍)を乗じた額とします。ただし、1事故に基づく補償適用の原因につき、1回の手術に限ります。	・ 該当する補償規程がない場合  ・ 該当する補償規程を当社が了知していない場合
	通院日額	補償適用の原因の治療を直接の目的として通院した場合。補償適用の原因が生じた日からその日を含めて180日以内の通院日数に対して、90日を限度とします。	等

(注1) 被補償者:「被保険者」である学校の常勤教職員・非常勤教職員で、被補償者名簿に記載された者

(注2) 特定疾病:次の疾病をいいます。

急性虚血性心疾患(いわゆる心筋梗塞)、急性心不全等の急性心疾患/くも膜下出血、脳内出血等の急性脳疾患/気胸、過換気症候群等の急性呼吸器疾患/細菌性食中毒/日射病・熱射病等の熱中症/低体温症/脱水症

(注3) 補償適用の原因:被補償者が業務・活動(※)従事中およびその往復途上に被った傷害または特定疾病(※)あらかじめ約定した被保険者の「業務」または「活動」をいいます。

(注4) 補償規程:「被保険者」である学校が「被補償者」である常勤教職員・非常勤教職員に対する補償を定めた規程・規約・協定等で明文化されたもの